明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○　△　○

5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

6　該当事項のない欄は、省略すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第七　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（電磁的方法による保存） **第二十六条の二**　法第五十一条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。 ［2・3　略］ （報告の徴収） **第四十条**　廃棄物管理事業者は、事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、ガラス固化体の保管量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 2　前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。 （電磁的記録媒体による手続） **第四十三条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［一・二　略］ 三　第四十条第一項の報告書 ［条を削る。］ ［条を削る。］	（電磁的方法による保存） **第二十六条の二**　法第五十一条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。 ［2・3　同上］ （報告の徴収） **第四十条**　廃棄物管理事業者は、事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 2　第一項の報告書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。 （フレキシブルディスクによる手続） **第四十三条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第三のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］ （フレキシブルディスクの構造） **第四十四条**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ （フレキシブルディスクの記録方式） **第四十五条**　第四十三条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式 ［加える。］
5　該当事項のない欄は、省略すること。	